

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社競争入札心得書

平成22年 4月 1日 制定

平成24年 4月 改正

平成26年 2月 改正

平成27年 2月 改正

平成28年 5月 改正

(趣旨)

第1条 公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社が発注する工事の請負、工事に係る製造の請負及び調査・設計・測量、その他業務委託、物件の借入れ、物品の購入、印刷製本等に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令等に定めるもののほか、この心得書の定めるところによる。

(指名の取消)

第2条 一般競争入札の参加者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。

2 前項各号の一に該当した者に対して行なった入札参加の資格又は指名を取り消す。

第3条 一般競争入札の参加者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当する者となり、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その資格又は指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは、数量に関して、不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約の履行をすることを妨げた者
- (4) 公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社契約規程第13条（平成17年規則第4号。以下「契約規程」という。）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 一般競争入札の参加者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に朝霞市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に該当し、指名停止の措置を受けた場合は、その資格又は指名を取り消す。

（入札）

第5条 入札参加者は、契約規程、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社工事（修繕）請負契約約款（業務委託の場合は、業務委託契約約款、物件の借入れの場合は、賃貸借契約約款、物品の購入の場合は、物品売買契約約款、印刷製本の場合は、印刷製本契約約款）（以下「約款」という。）、図面、設計書、仕様書（以下「設計図書」という。）、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社競争入札心得書（以下「心得書」という。）、告示書又は書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社総務課に説明を求めることができる。

2 入札は、告示書又は指名通知書で指示した日時、場所及び方法により行う。通常入札にあつては、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。郵便入札にあつては、告示書又は指名通知書で指示した日時までに入札書が不着の場合は無効として扱う。

3 入札参加者は、入札書（様式第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号）に必要事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして提出しなければならない。

4 入札は入札者が見積もった金額の100/108に相当する金額により行わなければならない。ただし、告示書又は指名通知書において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

5 通常入札による入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委

任状（様式第1号）を提出させなければならない。

6 入札参加者は、告示書又は指名通知書により入札金額見積内訳書の提出を求められたときは、告示書又は指名通知書の指示に従い提出しなければならない。

7 入札書を提出した者の数が2者に満たないときは、入札を中止するものとする。

（入札の辞退）

第6条 一般競争入札の参加者及び指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1） 入札執行前には、入札辞退届（様式第7号）を直接持参するか、郵便により送付するものとする。

（2） 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

（入札書の書換等の禁止）

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

（入札の取りやめ等）

第9条 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することがで

きないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札書提出後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

2 前項の規定にかかわらず、郵便入札により行う開札は、告示書又は指名通知書で指定した日時及び場所において、開札立会人1人以上を立ち合わせて行う。ただし、当該入札に係る入札参加者の立ち会いを拒むものではない。

(無効の入札)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 告示書又は指名通知書で指示した日時、場所及び方法により入札書が提出されないものの
- (3) 入札書に記名又は押印がないもの
- (4) 入札書と内訳書の金額が相違するもの
- (5) 入札書又は内訳書の記載事項が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- (6) 郵便（郵便入札による場合を除く。）、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (7) 告示書又は指名通知書に示す事項に反した者がした入札
- (8) 通常入札にあつては、委任状を提出しない代理人のした入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人となった者のした入札
- (11) 同一事項の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (12) 明らかに連合によると認められる入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格

を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者)とする。

2 落札者の決定がなされたときは、当該入札者にその旨を通知する。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札とすべき同額の入札をした者が、2名以上いるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときはこれを代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第14条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札)がないときは、直ちに再度、入札を行う。

2 再度入札は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者(最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない入札をした者)に限る。

(契約書等の提出)

第15条 落札者は、落札決定の日から7日以内(土日及び祝日を除く。)に、工事(修繕)請負契約書(業務委託の場合は、業務委託契約書、物件の借入れの場合は、賃貸借契約書、物品の購入の場合は、物品売買契約書、印刷製本の場合は、印刷製本契約書)(以下「契約書」という。)に約款、設計図書その他必要な書類を添付して記名押印のうえ、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは落札の決定は効力を失う。

(契約の確定)

第16条 契約は、理事長又は理事長から委任を受けた者と、落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(異議の申立)

第17条 入札参加者は、入札後、この心得書、規則等、設計図書、告示書又は指名通知書の

記載事項並びに現場についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成26年 4月 1日から適用する。

ただし、施行日の前日までに締結した契約であっても、施行日以後に行われるものについては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の経過措置が適用される場合を除き、改正後の消費税法が適用されるものとする。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成27年 2月 1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成28年 5月 1日から適用する。

入札関係書式の記入要領

1. 各様式共通事項

- (1) 各様式はA4判縦とする。
- (2) 各様式は標準様式とし、コピー若しくはパソコン等により作成し使用すること。
- (3) 記名及び押印漏れ等がないように、十分に留意すること。

2. 委任状（様式第1号）

- (1) 代理人の代理の者（復代理人）が入札を行うときは、件名ごとに委任状を提出すること。

3. 入札書（様式第2号）（様式第3号）（様式第4号）（様式第5号）（様式第6号）

- (1) 様式2号は工事（修繕）に係る入札に使用し、様式第3号は、業務委託に係る入札に使用し、様式第4号は、物件の借入れに係る入札に使用し、様式第5号は物品購入に係る入札に使用し、様式第6号は、印刷製本に係る入札に使用すること。
- (2) 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付記すること。
- (3) 代理人による入札の場合の「印」は、代理人印のみでよいこと。
- (4) 入札書は封筒に入れ封かんし、「入札書」と明記のうえ件名を記して提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 入札辞退届（様式第7号）

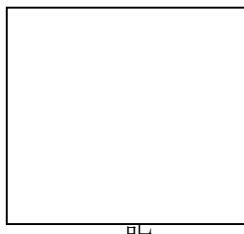
- (1) 入札の辞退を希望するものは、入札執行前にあつては入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札執行中にあつては、入札書にその旨を記した入札書を提出すること。

委 任 状

私は、
委任します。

を代理人と定め、下記の件に関する入札(見積)の一切の権限を

受任者(代理人)使用印



1 件 名

2 履 行 場 所

平成 年 月 日

住 所
委 任 者
氏 名 印

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 關 野 武 男 様

入 札 書

第 回

1 工 事 名

2 工事場所

3 金 額

上記の業務について、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社契約規程及び公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社競争入札心得書に従い、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社工事（修繕）請負契約約款、仕様書、場所等を熟知の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

上記代理人

氏 名

印

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 關 野 武 男 様

(注意事項)

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付記すること
- 2 代理人による入札の場合の「印」は、代理人印のみでよいこと。

入 札 書

第 回

1 業 務 名

2 履 行 場 所

3 金 額

上記の業務について、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社契約規程及び公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社競争入札心得書に従い、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社業務委託約款、仕様書、場所等を熟知の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

上記代理人

氏 名

印

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 關 野 武 男 様

(注意事項)

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付記すること
- 2 代理人による入札の場合の「印」は、代理人印のみでよいこと。

入 札 書

第 回

1 物 件 名

2 履 行 場 所

3 金 額

上記の業務について、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社契約規程及び公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社競争入札心得書に従い、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社貸借契約約款、仕様書、場所等を熟知の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

上記代理人

氏 名

印

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 關 野 武 男 様

(注意事項)

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付記すること
- 2 代理人による入札の場合の「印」は、代理人印のみでよいこと。

入 札 書

第 回

1 業 務 名

2 履 行 場 所

3 金 額

上記の業務について、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社契約規程及び公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社競争入札心得書に従い、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社物品売買契約約款、仕様書、場所等を熟知の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

上記代理人

氏 名

印

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 關 野 武 男 様

(注意事項)

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付記すること
- 2 代理人による入札の場合の「印」は、代理人印のみでよいこと。

入 札 書

第 回

1 物 件 名

2 履 行 場 所

3 金 額

上記の業務について、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社契約規程及び公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社競争入札心得書に従い、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社印刷製本契約約款、仕様書、場所等を熟知の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

上記代理人

氏 名

印

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 關 野 武 男 様

(注意事項)

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付記すること
- 2 代理人による入札の場合の「印」は、代理人印のみでよいこと。

様式第7号

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日付公財朝公発第 号で下記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

1 件 名

2 履 行 場 所

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 關 野 武 男 様